

非破壊式による自家消費野菜等の放射能検査を開始します

県消費生活センターでは平成27年2月19日（木）より、検査品を切り刻まなくとも放射能の検査ができる機器の運用を開始します。

【ポイント】

- ・検査品を細かく切り刻む手間が不要です。
- ・検査品をお召し上がりになれます。



【知っていただきたいこと】

○ 検査の主目的はスクリーニング

非破壊式の検査は、従来の検査（細かく切り刻む方法）と同様に、検査品が基準値（100Bq/kg）以内かどうかを調べること（スクリーニング）が主目的です。

○ 事前にある程度の処理が必要

申込者の方には次の作業をお願いします。

- ① 土（泥）などをよく洗い流す
- ② 大きい（長い）サイズの場合はカットする
- ③ 食べられない部分はできるだけ取り除く（魚は三枚おろしにする）

○ 従来の検査のメリット

放射能は測定ごとに値が多少変わる（測定値がばらつく）性質があります。従来の検査は細かく切り刻む手間がありますが、非破壊式の検査に比べ測定値のばらつきが小さい特徴があり、より確実なスクリーニングができます。

また、次の品は従来の検査をお勧めします。

- ① 米、豆など粒径が小さいもの
- ② 液体
- ③ 食べられない部分が多いもの（例：とうもろこし）

これまでどおり、流通しているものや販売目的のものは検査の対象としません。

【お問い合わせ・予約】電話024-521-8397

食品の放射性物質検査の流れ(非破壊式)

① (消費者)

検査の申し込み

- ・事前に電話で予約してください。(検査日の日程等を調整します。)

予約電話 [024-521-8397](tel:024-521-8397)

(平日のみ 9時~12時、
13時~17時)



② (消費者)

検査食品等の準備

- ・自家消費野菜等を500g(できれば700g)以上準備する。



③ (消費者)

自宅等で前作業

- ・土(泥)はよく洗い流してください。
- ・大きい(長い)ものは、タテ・ヨコ・高さとも15cm以内に切ってください。
- ・食べられない部分はできるだけ取り除いてください。
- ・ビニール袋に二重に密封して持参ください。



④ (役所)

検査

- ・県消費生活センター(自治会館1階)です。
- ・検査申込書は受付に準備してあります。
- ・身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。



⑤ (役所)

検査結果説明

- ・検査が終了した食品はお持ち帰りいただきます。
- ・受付からの全所要時間は、30分程度です。

※②及び③がおろそかだと正しい検査になりませんので注意してください。

・個人情報適切に管理します。